

入札説明書

令和5年1月5日千葉市公告3号により公告した令和4年度貴金属売払い契約の入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和4年度貴金属売払い契約
- (2) 履行場所 千葉市中央区千葉港2-1 生活衛生課
- (3) 売払品の品目及び数量

品名	品質	形状	数量
金地金(板)	純度99.9%	延べ板状	5,564.20g
銀地金(粒状銀)	純度99.9%	粒状	15,542.20g
白金地金(板)	純度99.95%	延べ板状	39.80g
パラジウム地金(板)	純度99.95%	延べ板状	5,025.80g

(4) 契約の締結

令和5年2月10日(金)までに、売払い契約の締結を行う。

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和4・5年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、参加資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を滞納しているもの
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

3 質問書の提出

- (1) 提出期間

公告日から令和5年1月19日（木）午後1時00分まで

(2) 提出方法

電子メール（後記7契約事務担当課宛て）

(3) 質問回答

令和5年1月25日（水）午後5時00分までに申請者に電子メールで回答書を送付する。

4 入札参加資格確認申請書等の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告日から令和5年1月19日（木）まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く午前10時00分から午後4時00分まで）

(2) 次に掲げるア及びイを提出すること

ア 入札参加資格確認申請書【様式1】

イ その他必要な書類

(ア) 買受実績を証明する書類

過去2年の間に、本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結したことを証する、貴金属の買受契約等の契約書の写し

(イ) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結している場合はその証書の写し

(3) 提出場所

千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課

(4) 提出方法

持参又は郵送

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前10時00分から午後4時00分までとすること。

郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きして、契約事務担当課宛てに、令和5年1月19日（木）午後4時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(5) 入札参加資格の確認通知

令和5年1月24日（火）までに、入札参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を電子メールで通知する（原本は後日郵送する）。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時・場所

入札及び開札の日時等は次のとおり

ア 期日 令和5年1月31日（火）

イ 入札時間 午後2時00分～

ウ 場所 千葉市中央区千葉港2-1

千葉中央コミュニティセンター8階 「海鷗」会議室

（場所、日時等を変更する場合は別途通知する。）

(2) 入札参加者

- ア 「入札参加資格確認結果通知書」に記載された本人又は代理人が参加することができます。
- イ 法人の代表権のない方は、「委任状」が必要となります。

(3) 入札保証金

ア 入札保証金について

入札保証金が要とされた入札参加者は、各自の見積る入札額に10%加算した額の100分の3以上（1円未満切り上げ）の入札保証金を納付しなければなりません。

入札保証金は、必要要件を満たした銀行振出小切手を入札日に持参してください。

なお、小切手は以下の要件を満たしている必要があります。

- ① 振出人、支払人とも同一金融機関であること。
- ② 持参人払式であること。
- ③ 入札当時の時点で振出日から5日以内であること。

※銀行振出小切手の見本を必ずご確認ください。

イ 入札保証金の納入

① 入札参加者は、各自の見積る入札額に10%加算した額の100分の3以上（1円未満切り上げ）の入札保証金を納付後、入札保証金領収書を受領してください。

② 落札者以外の方が納付した入札保証金は入札終了後、入札保証金還付請求書兼領収書と引き換えに速やかに還付します。

申込者が営利法人又は個人事業主である場合は、還付時に領収書貼付用として200円の収入印紙が必要となりますのでご用意ください（入札保証金還付請求書兼領収書は入札参加資格確認結果通知書の送付時にお送りします）。

ウ 落札者の入札保証金は売買金額に充当させていただきます。

※契約を締結されない場合は、入札保証金は千葉市に帰属することになります。

(4) 入札方法

ア 入札参加者は、所定の「入札書」に必要な事項を記入し、記名・押印（法人の場合は実印、代理人は委任状使用印）の上、封筒に入れて所定の入札箱に投函してください。

入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望額の110分の100に相当する額を記載してください。

イ 投函された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

ウ 開札は入札後直ちに行います。

エ 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とします。

オ 落札者となるべき入札者が同価格により2者以上あるときは、それぞれの入札者により、くじによって落札者を決定します。

カ 入札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(5) 入札の無効

千葉県契約規則第16条の規定に該当する入札

6 契約の手続き等

(1) 契約保証金 無

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 売払物件の引渡し

売買代金納入を確認した日から令和5年3月17日（金）まで

(4) 所有権の移転

売払物件の所有権は、引渡しをもって移転するものとします。

7 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港2番1号

千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課

電話 043-245-5213

電子メール seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp